



鳥取県公報

平成13年 7月27日(金)
第 7 3 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	旧慣使用林野整備計画の認可 (445) (林政課)	1
	保安林の指定予定 (446) (森林保全課)	1
	解体工事業者登録簿の閲覧 (447) (管理課)	2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (448) (会計課)	2
	鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正 (2件) (449・450) (")	3
調達公告	一般競争入札の実施 (会計課)	4
	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局高等学校課)	6

告 示

鳥取県告示第445号

江府町長から申請のあった深山口地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第22条第1項の規定に基づき、平成13年7月23日認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第446号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成13年 7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字高岡字三度山916の5・916の7から916の9まで・字マムシ谷917・917の1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、字三度山916の10、字大山935、935の1、字巖谷944の1から944の4まで、字大柳内平946の2、日野郡日南町生山字板井谷山300の8

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町豊栄字石鉄穴1301の1、1301の3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第447号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の規定に基づき、解体工事業者登録簿を鳥取県土木部管理課（鳥取市東町一丁目220）において一般の閲覧に供する。

平成13年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成13年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任の内容

委 任 さ せ た 事 務	委任を受けた出納員
第45回鳥取県美術展覧会（会場：鳥取県立博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 主事 角 井 祐 子
第45回鳥取県美術展覧会（会場：倉吉博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 管理係長 中 尾 弘

第45回鳥取県美術展覧会（会場：米子コンベンションセンター）に係る出品料の収納事務

鳥取県教育委員会事務局文化課
主任 藤 原 浩

2 委任期間

平成13年8月26日から同月29日まで

鳥取県告示第449号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成13年8月20日から施行する。

平成13年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前			
1 鳥取県指定金融機関		1 鳥取県指定金融機関			
店 舗 の 名 称	位 置	店 舗 の 名 称	位 置		
株式会社山陰合同銀行	略	株式会社山陰合同銀行	略		
	鳥取北出張所	鳥取市材木町	鳥取北出張所	鳥取市材木町	
	略	鳥取東支店	鳥取市立川町五丁目		
	加古川支店	加古川市平岡町新在家	略	加古川支店	加古川市平岡町新在家
	略	尾上支店	加古川市尾上町旭一丁目		
	岡山支店	岡山市表町一丁目	略	岡山支店	岡山市表町一丁目
	略	倉敷支店	倉敷市阿知二丁目	岡山南支店	岡山市築港新町一丁目
	倉敷支店	倉敷市阿知二丁目	略	倉敷支店	倉敷市阿知二丁目
	略	倉敷大高支店	倉敷市東富井	略	倉敷大高支店
		略			

鳥取県告示第450号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等について）の一部を次のように改正し、平成13年9月17日から施行する。

平成13年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 鳥取県指定金融機関			1 鳥取県指定金融機関		
店 舗 の 名 称		位 置	店 舗 の 名 称		位 置
株式会社山 陰合同銀行	略	米子市上後藤八丁目	株式会社山 陰合同銀行	略	米子市上後藤八丁目
	<u>上後藤出張所</u>			<u>上後藤支店</u>	
	略			略	

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリ除雪車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成13年11月30日（金）

(4) 納入場所

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が産業機械器具に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

と。

- (5) 平成13年7月27日(金)から同年9月10日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年9月10日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成13年9月10日(月)正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成13年8月24日(金)午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Rotary Snow Plow
- (2) August 24, 2001 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 10, 2001 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders
September 10, 2001 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県立境水産高等学校実習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成13年8月10日（金）から同月31日（金）まで
- (4) 履行場所
落札者が所有するドライドック（乾船渠）
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成12年鳥取県告示第486号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、船舶部品及び修理に係るものを有すること。
- (3) 平成13年7月27日（金）から同年8月8日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去10年の間に国又は地方公共団体とこの公告に示した業務と同様の業務について契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) ドライドック（乾船渠）を所有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境水産高等学校

4 入札手続等

- (1) 問合せ先
〒684 - 8585 鳥取県境港市中野町2000
鳥取県立境水産高等学校

電話 0859 - 44 - 0841

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成13年8月2日(木) 午後1時30分

鳥取県立境水産高等学校応接室

(4) 郵送による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成13年8月8日(水) 午後1時30分

鳥取県立境水産高等学校応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年8月6日(月) 午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、知事が別に定めるところにより、入札保証金の全部又は一部を減額し、又は免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、知事が別に定めるところにより、契約保証金の全部又は一部を減額し、又は免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

